## 保健・福祉関係施設制度一覧

平成29年4月1日現在

種別	施設名	設置根拠	概      要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の 財 源	費用徴収
救護	<b>救護施設</b> (入所)	生活保護法 § 40、41	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生 活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活保護 法における生活扶助を行う	国1/2 県1/4 等	法人 3	_	定員 240		国3/4 県・市町 村 1/4	基準生活費 等を超える 収入部分
保健	市町村保健センタ 一	地域保健法 § 18	地域住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等 身近で利用頻度の高い保健サービスを提供	_	37	_		_	市町村	なし
Æ	<b>母子健康センター</b> (助産部門のみ入 所)	母子保健法 <b>§</b> 22	母子保健に関する各種の相談に応じるとともに、母性 並びに乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらの 事業に合わせて助産を行う	_	市町村 1	_		一部措置	市町村	入所措置は 所得応能負 担
老人	<b>地域包括支援セン ター</b> (利用)	介護保険法 §115の45	高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利 擁護、包括的・継続的なケアマネジメント等を実施 し、高齢者を包括的に支援する施設	_	26	_	_	_	交付金	なし
	介護老人保健施設 (入所・通所)	介護保険法 § 8 25	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや、看護・介護を必要とする要介護 高齢者等が入(通)所する	国交付小の 規み)	市町村 3 法人 36	介険支画 2, 保業計 (保業計 2, 9 (介族から常 (表表表) (水原がある) (水原がなる) (水原がある) (水原が原がある) (水原が原がの) (水原が原が原がの) (水原が原が原がの) (水原が原が原が原がの) (水原が原が原がの) (水原が原が原がの) (水原が原が原が原がの) (水原が原が原が原が原が原が原が原がの) (水原が原が原が原が原が原がの) (水原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が原が	2,977床	介護保険		1割負担+居 住費・食費 +日常生活 費
	<b>養護老人ホーム</b> (入所)	老人福祉法 § 20の4	65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、食事、入浴などの日常生活上の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	1	市町村 4 法人 19	ı	1,271人	措置	市町村一般財源	所得別の応 能負担
	特別養護老人ホー ム (入所) 介護老人福祉施設	老人福祉法 § 20の5 介護保険法 § 8 24	65歳以上の者で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、常時の介護、食事、入浴などの日常生活の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	国交付 金(小 規模の み)	市町村12 法人 104	介護保 漢 東援 画 5,342 人	5, 342人	介護保険	介護報酬	1割負担+居 住費・食費 等

種別	施設名	設置根拠	概	要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の 財 源	費用徴収
老人	軽費老人ホーム (ケアハウス) (入所)	老人福祉法 § 20の6	下等が認められ、又は高齢	。入所者の生活相談、在宅	国金規特定分 (付小の指の)	法人 17	_	1,000人	契約	事務費補助金	蔣書:所負額 所能領額 生活:全司 管費:全司 管費:全司
	<b>有料老人ホーム</b> (入所)	老人福祉法 <b>§</b> 29	老人を入居させ、入浴、排食事の提供又は日常生活上 働省令で定めるものの供与 サービス内容は契約によっ	必要な便宜であって厚生労をする施設。入所の条件、	ı	75	1	2,020人	契約	_	利用料全額 自己負担
児童	<b>児童養護施設</b> (入所)	児童福祉法 § 41	原則として乳児を除いて、 れている児童その他環境上 せて、これを養護し、自立	保護者のない児童、虐待さ 養護を要する児童を入所さ を支援する	国交付 金	法人 3		_	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	<b>児童自立支援施設</b> (入所)	児童福祉法 § 44(施行 令 § 10)	環境その他の環境上の理由児童を入所させ、又は保護	おそれのある児童及び家庭 により生活指導等を要する 者の下から通わせて、個々 な指導を行い、その自立を	国交付 金	県立 1	ı	_	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	<b>児童心理治療施設</b> (入所・通所)	児童福祉法 § 43②	由により社会生活への適応 間入所させ、又は保護者の	友関係その他の環境上の理 が困難となった児童を短期 下から通わせて、社会生活 理に関する治療及び生活指	国交付金	法人 1		_	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	<b>自立援助ホーム</b> (入所)	児童福祉法 § 33⑥1	児童養護施設等を退所し、 同生活を営むべき住居にお び就業の支援等を行う	就職する児童等に対し、共いて、相談その他の援助及	国交付金	法人 1 個人 1	_	_	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	<b>乳児院</b> (入所)	児童福祉法 § 37	原則として乳児(保健上そのある場合には、概ね2歳 させて、これを養育する	の他の理由により特に必要 未満の幼児を含む)を入院	国交付 金	法人 1 (日赤)	_	_	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	<b>母子生活支援施設</b> (入所)	児童福祉法 § 38	配偶者のない女子又はこれ びその者の監護すべき児童 促進のためにその生活を支	に準ずる事情のある女子及 を保護するとともに、自立 援する		法人 1	_ _   	 	契約市町村	•	所得別の応 能負担
	<b>助産施設</b> (入所)	児童福祉法 § 36	保健上必要があるにもかか 入院助産を受けることの出 させる	わらず、経済的理由により 来ない妊産婦に助産を受け	_	市町村 1	_     †	—   一   町村実施   国1/2県1/4	契約 市町村	•	所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概	要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	<b>保育所</b> (通所)	児童福祉法 § 39	保護者の労働、疾病等によ 受けることが困難な子ども 込みがあった場合に保育す	、り家庭おいて必要な保育を 。について、保護者から申し つる	国交付金	神財 65 法人等204 (うち分 園5)			契約	国1/2 県1/4 市村1/4 (民設保 育所)	所得別の応 能負担
	<b>認定こども園</b> (通所)	就どる育的推る 学も教等な提注律 学な機関 が進法 第3、 \$17	小学校就学前の子どもの教対する子育て支援を総合的可基準(幼保連携型認定ご 稚園型認定ごども園、保育量型認定ごども園)を満た	対育及び保育並びに保護者に 的に提供する機能を備え、認 : ども園)又は認定要件(幼 所型認定こども園、地方裁 : す施設	国交付 金	<b>神</b> 材 17 法人 24	_	l	契約	類り幼保補等こ金型既稚育助(ど)に存園所制安もよの・の度心基	施設毎に定める
	地域型保育事業所 (通所)	児童福祉法 <b>§</b> 6の3 ⑨~⑫	にある地域における保育機	解消や子どもの数が減少傾向 後能の確保に対応するため、 置される、小規模保育事業所 な	国交付金	市町村2 法人10 (小規 模)	_	_	契約	国1/2 県1/4 市村1/4	所得別の応 能負担
	<b>児童厚生施設</b> (利用)	児童福祉法 § 40	児童館等により、児童に領 康を増進し、又は情操を豊	*全な遊びを与えて、その健 }かにする	国1/3 県1/3 (児童館)	児童館13 児童遊園 8	_	_	_	国、県、市 町村各1/3 (児童館)	市町村が定める
	福祉型障害児入所 施設	児童福祉法 § 42①	知的障がい児を入所により 活に必要な知識技能を習得	)、保護するとともに独立自 身するするため支援を行う	基準 額の うち 国2/3 県1/3	公立 2 法人 3		5カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	医療型障害児入所 施設	児童福祉法 § 42②	由が重複している児童を治	i度の知的障がい、肢体不自 対療し、日常生活の指導及び €を習得するするため支援を	額の	法人 1	_	2カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	福祉型児童発達支 援センター	児童福祉法 § 43①	障がい児を日々保護者の下 おける基本的動作の指導、 の付与又は集団生活への遊	がら通わせて、日常生活に 独立自活に必要な知識技能 通応のための訓練を行う	基準 額の うち 国2/3 県1/3	法人 5	_	6カ所		国1/2 県1/2 市町村1/4	所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概	要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の 財 源	費用徴収
児童	進行性筋萎縮症児 病棟	児童福祉法 § 27②	進行性筋萎縮症児・者を入 の指導を行う	、院させて治療及び日常生活	国 10/10	独立行政 法人松江 医療セン ター 1		1カ所	措置契約	(児) 国1/2 県1/2 (者) 国1/2 県1/4 市町村1/4	所得別の応 能負担
	重症心身障がい児 病棟	児童福祉法 § 27②	重度の知的障がい及び重度 る児童を入所させて、治療	Eの肢体不自由が重複してい 医及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政 法人松江 医療セン ター 1	_	1カ所		国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
身体障	点字図書館	身体障害者 福祉法 § 34	無料又は低額な料金で、点用の録音物を制作し、これ		基準 額の うち 国2/3 県1/3	2	_	2カ所	利用	補助・委 託 国1/2 県1/2	
がい	聴覚障害者情報提 供施設	身体障害者 福祉法 § 34	れらを無料又は低額な料金	ぶ幕入りビデオを製作し、こまでそれらを貸出し、又は聴 所通訳者派遣等コミュニケー	基準 額の うち 国2/3 県1/3	2	_	2カ所	利用	委託 国1/2 県1/2	
障がい	障害者支援施設	障害者総合 支援法 § 5⑪	入所者に夜間や休日の入浴施設入所支援を行うととも 設障がい福祉サービスを携	ら、排せつ、食事の介護等の らに、日中活動の場として施 性する	基準額 のうち 国2/3 県1/3	29		29カ所	契約	自立支 援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応 能負担
共通	生活介護	障害者総合 支援法 § 5⑦	常時介護を要する人に、昼介護等を行うとともに、倉 を提供する	と間、入浴、排せつ、食事の 別作的活動や生産活動の機会	基準額 のうち 国2/3 県1/3	70		70カ所	契約	自立支 援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応 能負担
	自立訓練(機能訓練)	障害者総合 支援法 § 5⑫	できるよう、一定期間、理	でした日常生活や社会生活が 理学療法、作業療法等必要な 話に関する相談、助言等を行	基準額 のうち 国2/3 県1/3	2		2カ所	契約		所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概	要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の 財 源	費用徴収
障 が い	自立訓練(生活訓 練)	障害者総合 支援法 § 5⑫	知的障がい者、精神障がい者 活や社会生活ができるよう、 つ、食事等に関する必要な訓 談、助言等を行う	に対し、自立した日常生 一定期間、入浴、排せ 練、生活等に関する相	基準額 のうち 国2/3 県1/3	14		14カ所	契約	自立支 援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応 能負担
共通	就労移行支援	障害者総合 支援法 § 5 <sup>(3)</sup>	一般企業等への就労を希望す活動その他の活動の機会の提な知識及び能力の向上のため	る人に、一定期間、生産 供を通じて、就労に必要 に必要な訓練等を行う	基準額 のうち 国2/3 県1/3	21		21カ所	契約	自立支 援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応 能負担
	就労継続支援A型	障害者総合 支援法 § 5⑭	一般企業等での就労が困難なによる就労の機会を提供する他の活動の機会の提供を通じのために必要な訓練等を行う	人に、雇用契約の締結等 とともに、生産活動その て、知識及び能力の向上	基準額 のうち 国2/3 県1/3	32		32カ所	契約	自立支 援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応 能負担
	就労継続支援B型	障害者総合 支援法 § 5⑭	一般企業等での就労や雇用契に、就労の機会を提供するとの活動の機会の提供を通じてために必要な訓練等を行う	約による就労が困難な人 ともに、生産活動その他 、知識及び能力の向上の	基準額 のうち 国2/3 県1/3	107		107カ所	契約	自立支 援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応 能負担
	共同生活援助	障害者総合 支援法 § 5⑮	夜間や休日、共同生活を行う 浴、排せつ又は食事の介護そ を行う	住居において、相談、入 の他の日常生活上の援助	_	64		64カ所	契約	自立支 援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応 能負担

※障害者支援施設と、生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就学移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設の間で施設数を一部重複して計上している。